



回 覧

第 247 号 (2026 年 2 月)

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 TEL 72-7316

飼い主のいない猫(野良猫)による問題について

野良猫への無責任なエサやりは、近隣住民とのトラブルにつながります。「かわいそう」という思いだけで、屋外で不妊手術されていない野良猫にエサを与えると、次のようなことが考えられ、結果として、周辺の生活環境にも影響が出てしまいます。

- 繁殖が盛んになり、子猫が生まれ、満足にご飯が食べれない不幸な野良猫が増えること。
- 発情期の鳴き声やスプレー行為(縄張りを示すにおい付け行為)が増えること。
- 猫が集まり、猫の喧嘩による怪我や感染症、交通事故が起こる確率が高くなること。
- エサの放置でエサ自体がゴミになり、不衛生になる(カラスなど猫以外の動物がそのエサに集まってくる)おそれがあること。

猫繁殖制限措置推進事業をご活用ください!!

町では、飼い主のいない猫の不必要的繁殖を防ぎ、周囲に対する迷惑の未然防止を図ることを目的として、猫の不妊去勢手術費用の一部を補助しています。補正予算により、補助金の予算を増額しましたので、ぜひご活用ください。

《補助の要件》

- ・愛南町にお住いの方。・世帯全員に町税の滞納が無い方。
- ・手術日時点で飼い猫でないこと。
- ・手術時に耳カットをすること。

耳カットが分かる写真
でお願いします!

《補助金額》

- ・手術費用の **1/2 以内の額**(100円未満の端数切り捨て)
上限額はオス猫 **5,000 円**、メス猫 **10,000 円**です。

《申請方法》

- ・動物病院の領収書(写し)
- ・猫を手術したことが分かる写真(耳カットのアップ・全身)
- ・補助金申請書・滞納がない旨の申出書

を環境衛生課または各支所へ提出してください。



ご注意!! 野外焼却は“原則”禁止されています

野外焼却は焼却温度が低いため、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質が発生し、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えるだけでなく、火災を引き起こす危険性も考えられます。違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)またはその両方の罰則が科せられます。

野外焼却禁止の例外行為について・・・

野外焼却において、例外として扱われるには主に次のとおりです。

1.風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

どんど焼き(正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事)等



2.農業等でやむを得ないものとして行われる焼却

焼き畑、稻わらの焼却等

(注意)作業前には、近隣住民の方に声かけなどを行ってください。

3.落ち葉焚き等、軽微な焼却

落ち葉焚き、キャンプファイヤー等

(注意)紙やダンボールなどの処分を目的とした焼却は、軽微であっても認められていません。

※ 町内では、野焼きの煙を火災と間違えて119番通報され、消防車が出動する事案が増えています。例外とされる野焼きや焼却行為をする際は、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を消防署に届け出してください。

例外行為に対する留意事項について・・・

野外焼却の例外行為であっても、焼却をされる場合は、火災に十分留意して消火するまでその場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮して苦情が出ないように努めてください。

なお、剪定枝、木の葉及び除草した刈草等については、可燃ごみで取り扱えますので少量であっても焼却することなく、収集場所へ出すか、環境衛生センターへ直接搬入してください。

また、例外行為であっても、次のような場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もありますので、十分注意してください。

○周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合(家の中に多量の煙が入ってきて困る、いつも焼却され洗濯物にススがついて困る等の苦情がある。)

○軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合。

○道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合。更に、例外行為に便乗して、廃プラスチック、廃ビニール、廃タイヤ等の廃棄物を焼却した場合は、違反による罰則の対象となりますので、分別を徹底し、専門業者に依頼する等、適正な処理をお願いします。

※ 例外行為により焼却することは可能ですが、あくまでも例外であることを十分認識していただき、火災の危険性や、周辺住民にぜんそく等の呼吸器系疾病の方がいる可能性など、いろいろな状況が想定されますので、できる限り野外焼却は控えてください。